

大場函南デマンド型乗合タクシーの 運賃に係るパブリック・コメントを募集します

函南町建設経済部都市計画課

意見の募集内容

町が事業者委託している自主運行路線の運賃を決定する場合には、道路運送法第9条第5項に規定される意見聴取を実施することになっていることから、運賃に関して意見を募集します。

皆様のご意見をお聞かせください。

募集する意見

大場函南デマンド型乗合タクシーの運賃に関する意見

実施期間

令和8年9月24日(木曜日)から令和8年10月23日(金曜日)17時15分まで

意見を提出できる人

- ・町内に居住、通勤、または通学するもの
- ・町内に事務所や事業所を有する個人、法人、またはその他の団体
- ・上記に挙げるもののほか、意見募集に係る事案に利害関係を有するもの

意見の提出方法・提出先

- ・意見は所定のパブリック・コメント用紙を使用して提出してください。
- ・匿名のご意見は受け付けることができません。パブリック・コメント用紙に氏名、住所、連絡先を記入してください。
- ・窓口記入の場合：函南町役場 4階都市計画課窓口で閲覧・募集(開庁日の8時30分から17時15分まで)
- ・郵送の場合：〒419-0192 函南町平井 717 番地の 13 函南町役場建設経済部都市計画課あて(令和8年10月23日必着)
- ・Faxの場合：055-979-8146
- ・メールの場合：toshikei@town.kannami.shizuoka.jp
- ・持参の場合：函南町役場 4階都市計画課へ(開庁日の8時30分から17時15分まで)

注意事項

1. 匿名での意見は受け付けることができません。パブリック・コメント用紙には氏名、住所、連絡先を記入してください。また、運賃に対する意見を収集するもので、事業の賛否を問うものではありません。
2. ご意見(氏名、住所、連絡先は除く)は原則公開し、町の意見を付しホームページに掲載します。
3. ご意見は、運賃等を諮る会議の資料として利用する場合があります。
4. この手続きにおいて取得する個人情報については、必要な事以外には利用しません。

本件に対するお問合せは、都市計画課にお願いします。